AAC と言う言葉はよく聞きますが、何が AAC やねん？！って方も居られるのでは？？毎年、京都の ATAC カンファレンスには勉強しに行ってますが、実の所「AAC」の意味はサンフェイス e-AT Lab で詳しく勉強するまで良く解っていませんでした。で、勉強して解ったのですが、AAC って実は難しい専門の機械が無くても、最近のコンピューターであれば、色々出来る機能が備わってるって事。ウインドウズでも Mac でも、もちろん ipad や ipod にも備わってるんですよ。
僕達が使いこなせていないだけなんですよねぇ～。「機器が無いから出来ない」じゃなくて「機器は有るけど知らない」だけなんですよねぇ。
皆さんも一度、お使いのコンピューターが出来るアクセシビリティを詳しく調べてみてはいかがですか？ビックリしますよ☆後は柔軟な発想のみです♪　　久田

第 57 回『わかるように伝えていますか』

香川大学　坂井　聡

１．AAC という概念

AAC は Augmentative & Alternative Communication の略で、日本語では拡大・代替コミュニケーションと言われているものです。アメリカ言語聴覚協会（ASHA：American Speech-Language-Hearing Association）の定義 (2005) によると、AAC とは「重度の音声、文字言語の表出、理解に障がいのある人々の一時的あるいは生涯続く機能障がい、活動の制限、参加の制約を補償することを目的とする臨床実践の領域」とされています。
この定義で注目されるのは、コミュニケーションをとることができない人たちに対して、その人の機能障がいを補償するだけではなく、機能障がい等に起因する活動の制限や参加の制約についても補償するという考えが示されている点です。そして、ここには一時的な機能障がいや活動の制限、参加の制約についても補償することが明記されているのです。

活動の制限や参加の制約を補償するために、今の状態で参加できるように考えることはとても重要なことです。その際、個人因子だけに視点が当たってしまうと、その人個人に力がないと、活動したり参加したりすることが不可能になってしまいます。その人が、今の状態で参加、活動できるような環境を考えることが重要なのではないかと思うのです。このように考えるならば、このアメリカ言語聴覚協会による定義には、ICF の考え方が反映されていると言えるのではないかと思います。

２．改正障がい者基本法と附帯決議

障がい者基本法の一部を改正する法律案が 2011 年の 8 月に国会を通過しました。

障がい者基本法の一部改正は、障がい者の権利に関する条約を批准するために必要な国内法の整備のひとつであると考えられます。障がい者の権利に関する条約は平成 18 年に国連総会において採択されたもので、日本は、平成 19 年に署名しています。
2013 年 3 月現在で批准している国は 130 か国にのぼります。しかし、まだ日本は批准していないのです。先進国といわれながらとても残念なことです。このようなことになっているのは、国内法の整備が整っていないことが原因なのかもしれません。
こう考えるならば、障がい者基本法の一部を改正する法律案が国会を通ったことは、批准に向けて国内法の整備が進んでいる過程だからといえのではないかと思います。

そして、障がい者基本法の一部を改正する法律案の附帯決議には、次のような文言があります。

「国及び地方公共団体は、視覚障がい者、聴覚障がい者その他の意思疎通に困難がある障がい者に対して、その者にとって最も適当な言語（手話を含む）。その他の意思疎通のための手段の習得を図るために必要な施策を講ずること。」というものです。

意思疎通に困難がある障がい者という一文には、音声表出によるコミュニケーションが困難な重度の障がいのある人たちも含まれると考えられます。つまり、重度の障がいのある人も意思疎通できるような手段を取り入れ、その習得を図ることができるように、施策を講じなければならないということが示されているということなのです。

今回はここまでにしておいて、次回は、自己決定と自己実現、そしてコミュニケーションについて考えてみたいと思います。

坂井聡先生の紹介
（プロフィール）
香川大学教育学部卒業 金沢大学大学院教育学研究科修了、香川大学教育学部附属養護学校など養護学校教諭を経て、現在香川大学教育学部障害児教育コース准教授 1997 年 自閉症のコミュニケーション指導で辻村奨励賞受賞
（著書）
暮らしの中のコミュニケーション（やまびこの里）クラスルームコミュニケーション（こころリース出版会）自閉症や知的障害をもつ人とのコミュニケーションのための10のアイデア（エンパワメント研究所）など